芸北小学校生徒指導規程

第１章　総則

（目的）

第　１　条　この規程は，本校の教育目標を達成するために制定するものである。このため，児童が自主的・自立的に充実した学校生活を送るという観点から必要事項を定めるものである。

２　また，併せてこの規程は，芸北ブロック内各学校間の連携教育の目的を基盤として，共通した生徒指導体制を構築し，１３年間の一貫性を保ち，系統的に始動するための基底となることを踏まえ明文化するものである。

第２章　学校生活に関すること

（登下校）

第　２　条　登下校は，決められた通学路を通る。通学路と通学方法，班編成は，毎年度確認する。

２　登下校の約束を守る。

（欠席・遅刻・早退）

第　３　条　児童は，欠席・遅刻・早退するときは，保護者を通して，予め学校へ連絡する。その時，理由や時間などの情報も連絡する。

（服装）

第　４　条　児童は，校内，学校行事及び校外での学習活動（社会見学等）の際は，基本的に基準服，基準帽を着用する。冬季の防寒着及び帽子については，機能性・安全性を考慮したものを着用する。鞄は，ランドセルを使用する。

上着	男女共に紺のイートン型とし，10月から５月までは，原則着用する ズボンは紺，スカートは紺のプリーツスカート（膝丈程度）
ベスト・セーター カーディガン	紺・黒・グレー・白
ブラウス・シャツ	男子…白のカッターシャツ，ポロシャツ 女子…白のスクールブラウス，ポロシャツ
靴・ソックス	屋外においては運動靴，屋内においては上履きシューズ ソックスは，紺・黒・グレー・白
体操服	学校指定の上下トレーニングウエア，半袖シャツ，ハーフパンツ
帽子	通学用帽子（黄色）…キャップ型・ハット型のどちらでも可

（持ち物）

第　５　条　児童は，学校生活に必要のないもの（金銭・携帯電話・ゲーム機・カード・刃物類など）を持ってこない。

（名前の呼び方）

第　６　条　お互いに～君や～さん等，相手のいやがらない呼び方で呼ぶ。

（物を壊したとき）

第　７　条　学校のものを壊したり，紛失したりしたときは，速やかに教職員に申し出る。

（登校後の外出）

第　８　条　登校後は，学校から出ない。（登校後，帰宅するような場合は，教職員の許可を得る。）

（放課後等の入校）

第 ９ 条　帰宅後忘れ物などがあり，入校する場合は，教職員の許可を得る。

（スリッパや傘の貸出）

第１０条　学校のスリッパや傘を借りるときは，必要な手続きを経る。返却の場合も同様とする。

（図書の貸出）

第１１条　学校の図書を借りるときは，必要な手続きを経る。返却の場合も同様とする。

（学校での生活）

第１２条　芸北ブロック「基礎・基本の学力を定着させるための共通指導内容」を適用する。

第３章　校外生活に関すること

（校外生活）

第１３条　校外生活については，「芸北小学校『生活のきまり』」を適用する。

第４章　特別な指導に関すること

（問題行動への特別な指導）

第１４条　次の問題を起こした児童で，教育上必要と認められる場合は特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

① 飲酒・喫煙　② 暴力・威圧・強要行為　③ 建造物・器物損壊　④ 窃盗・万引き

⑤ 性に関するもの　⑥ 薬物乱用　⑦ 交通違反　⑧ 刃物等所持

(2) (1)以外の下記の行為

① 喫煙同席・喫煙準備行為（煙草等の所持）　② いじめ　③ カンニング

④ 家出及び深夜徘徊　⑤ 暴走族等への加入　⑥ 登校後の無断外出・無断早退

⑦ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等

（反省指導）

第１５条　特別な指導のうち，反省指導は次のとおりとする。

(1) 説諭

(2) 学校反省指導（別室での反省指導・授業反省指導，校内美化清掃等の奉仕作業）

(3) 器物破損の際，故意による破損を対象とし，保護者に弁償を求める場合もある。弁償を求めるか否かの判断は学校長が行う。

（反省指導の実施）

第１６条　反省指導は学校で行い，「別室での反省指導」:（同学級の他の児童の学校生活とは別日程で別室での指導を行う）と「通常授業反省指導」:（同学級の他の児童と同様に通常の学校生活（授業等）を行いながら行う）の２段階とする。

２　別室での反省指導の時間や日数等の期間については，問題行動の程度や繰り返し等により協議検討し決定する。

この規程は，平成２５年４月１日から施行する。

平成２７年４月１日一部改定